

令和 8 年 10 月 2 日

令和 9 年度予算編成方針

市

長

1 国の動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）において、「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型から、物価や賃金の上昇を的確に反映した予算編成へと移行し、経済成長と財政の持続可能性の一体的実現を目指すとしている。

具体的には、「令和 9 年度予算の概算要求に当たっての基本的方針について」（令和 8 年 7 月 30 日閣議了解）においては、通常歳出とは別に『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、予算編成の過程で「経済・物価動向等の的確な反映」を実現するとしている。また、補正予算依存から脱却し、恒常的な施策は当初予算に計上するとともに施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化している。

2 本市の財政状況

令和 7 年度一般会計決算は、社会保障関係経費や投資的経費が増加する一方、税収が過去最高を更新するなど、歳入も着実に増加したことから、29 億円の実質収支を確保するとともに、財政調整基金の残高は 178 億円と十分な水準を確保し、健全な状況に保たれている。

また、令和 8 年度の一般会計当初予算は、「市民が安心して暮らせる環境の充実・魅力あるまちづくりの推進と持続可能な財政運営」を基本方針として、過去最大規模の 1,952 億 2 千万円を計上した。その後、物価高騰対策関連事業や災害復旧事業等の補正予算により、9 月補正後の予算額は 1,956 億 1,461 万 6 千円に至っている。

令和 9 年度の歳入は、給与所得の伸び等による市税の増加が見込まれるが、税収増に連動した地方交付税の減少などの影響から令和 8 年度当初予算と同額程度を見込んでいいる。一方で、歳出においては、社会保障関係経費の増加、給与改定等による人件費の増加に加え、近年のオリンピック施設等の長寿命化改修工事に伴い借り入れた市債の償還の本格化や金利上昇に伴う利子負担の増加など義務的経費の増加は避けられない状況である。加えて、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備の最終年となるなど投資的経費の増加が見込まれる。また、長引く物価高騰や労務費の上昇は、引き続き指定管理料をはじめとした委託料や建設工事費等多くの事業への影響が見込まれ、これまでと同様の事業の実施にも大幅な事業費の増加が避けられない状況となっている。これらにより、令和 9 年度予算は、これまで以上に大幅な財源不足が見込まれる状況である。

令和 7 年度一般会計決算に基づく今後 5 年間にわたる「長野市中期財政見通し」では、賃金上昇や経済成長等により今後も市税の増加を見込む一方、社会保障関係経費や人件

費などの義務的経費は引き続き増加するほか、公共施設の長寿命化対策や道路橋梁などインフラの整備は確実に行う必要があり、投資的経費も高水準で推移することが見込まれる。また、これらのハード事業に伴って生じる公債費は、金利上昇の影響も踏まえ、右肩上がりの状況が見込まれるなど、毎年多額の財源不足が発生する見通しとなっている。

3 予算編成の基本方針

本市では現在、将来の都市像を見据えた第六次長野市総合計画の策定を進めており、令和9年度予算は、次期計画のスタートダッシュを切るとともに、公約の着実な具体化と実現に向け、施策を本格展開する極めて重要な予算となる。

変化の激しい時代において、次期総合計画の目指す将来像を踏まえ、「今を生きる人も、未来を生きる人も、みんなが幸せを実感できるまち」を実現するためには、限られた財源を効果的に活用し、市民生活向上のための取組や本市の強みを生かした戦略的な投資を引き続き積極的に行うとともに、将来世代へ負担を先送りすることのないよう規律を保ち、持続可能な財政運営を行うことが必要である。こうした考えの下、以下を基本方針として予算編成を行う。

（１）市長公約事業の着実な実行

昨年の市長選挙において掲げた８つの政策の実現に向けて、別枠で予算を確保し、着実かつ速やかな実現を目指す。

（２）重点事業、公共施設長寿命化事業の着実な推進

令和10年度開催の国スポ・全障スポ大会に向けた準備、小中学校体育館への空調整備、公共施設LED化など既に着手している大規模事業については、別枠で予算を確保し、着実に事業を進める。

加えて、長期にわたり多額の事業費を要する公共施設長寿命化事業についても、別枠で予算を確保し、計画的に推進する。

（３）行政ＤＸの推進

市民の利便性向上や効率的な行政経営に資する行政ＤＸの取組を推進するため、実現可能性や費用対効果等が高いと判断した事業については、別枠で予算を確保し、着実に推進する。

（４）物価高騰への対応

地域を支える企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整え、物価の上昇を上回る賃金上昇を確かなものとするにより、地域経済の好循環を実現するため、市の発注事業等について、国等が示す客観的な指標や最新の実勢価格を反映し、価格転嫁を着実に行う。なお、具体的な留意点については、「市の契約に係る発注及び指定管理者制度における適切な価格転嫁の実施について」（令和8年10月2日付け財政部長・総務部長通知）を参照すること。

(5) 枠配分方式と自律的なスクラップアンドビルドの徹底

市民や現場の声を生かした施策を予算に反映するとともに、財政規律を維持する観点から各部局の自由度を高める「枠配分方式」を徹底する。これまでのような一律のマイナスシーリングは設定せず、物価高騰分について一定額を加算した上で配分額を決定したことから、各部局において、新規拡大事業も含め、既存事業の優先順位や事業費の精査を行い、スクラップアンドビルドにより生み出した財源を基に配分された枠内での要求を徹底すること。

4 予算要求に当たっての留意点

各部局においては、次に掲げる項目に特に留意し、来年度予算の編成に当たること。

《 歳出 》

- ア 「枠配分方式」の徹底により、配分された枠内においては原則として各部局の判断を尊重するが、前例踏襲や守りの姿勢に陥ることなく、事業の優先順位をつけ、既存事業の廃止・縮減等を検討するとともに、執行状況を踏まえた事業費の削減を図ること。また、配分枠内であっても、必要性や緊急性を十分精査せず安易に事業費を増額することは厳に慎むこと。
- イ 令和8年度予算編成時の「令和9年度予算編成に向けた留意事項」（以下、「留意事項」という。）に記載した内容を踏まえた要求を行うこと。なお、留意事項に記載の各項目については、取組状況に係る調書の提出を求め、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ウ 人件費の上昇や本市の職員に占める会計年度任用職員の割合が全国的にみても高い水準であることを踏まえ、既存の事務について、必要性やより効率的な執行体制を検討すること。特に、新規・拡大事業においては、事務執行体制の見直し等による事業構築を原則とし、安易な会計年度任用職員の増員は行わないようにすること。
- エ 建設工事費や委託料、指定管理料などの公共調達においては、物価高騰等による実勢を踏まえた労務単価や資材価格を考慮し適正に価格転嫁する一方、内容の精査や発注方法の見直しなどにより必要以上に事業費が過大とならないよう対応すること。
- オ 施設整備については、「長野市公共施設個別施設計画」を前提としつつ、将来的な施設ニーズやランニングコストなどの後年度負担も含め十分な検討を行うこと。インフラの照明LED化で活用したESCO事業のような事例を踏まえ、大規模な施設整備はもとより、その他の事業においても、従来の手法に捉われることなく、PPP/PFI等によるあらゆる民間活力導入の方策を検討し、コスト抑制や平準化を図ること。
- カ AIやデジタル技術の活用により効果が認められるものについては、別枠で予算を確保することから、積極的に導入を検討すること。
- キ 補助金、負担金について、補助の妥当性と継続の必要性、実績、効果を検証した上で、補助金の効果を明らかにできないものは躊躇なく廃止や終期設定を行うこと。

《 歳入 》

ア 昨今の物価や人件費等の高騰を受け、使用料等については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、実態に見合う負担額であるか検証し、民間や類似施設とのバランスなどを踏まえ、機を逸することなく適切な料金への見直しを行い、税負担の公平性と市民相互の負担のバランスを確保すること。

特に指定管理施設においては、利用料金が条例で定められているため、コスト増を利用料金へ転嫁できずサービスの質の低下を招く可能性があることから、料金改定の可否、規模、時期について指定管理者と十分に協議し、料金が条例で直接定められている場合は条例改正を、料金の上限が条例で定められている場合は範囲内の料金改定又は上限の見直しを行うなど、それぞれ適時・適切に対応すること。

イ 事業構築に当たり、寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税）等の財源が得られる可能性のある事業については、積極的に活用するなど財源確保に努めること。

ウ ネーミングライツの導入、未利用の土地・建物の売却、貸付、有料広告など各部局所管の市有財産を可能な限り有効活用し、財源確保を行うこと。また、市有財産の貸付に当たっては、適正な対価を求め、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行うこと。

エ 国・県の補助事業の事業採択に当たっては、事業内容だけではなく、ランニングコストなどの後年度負担についても十分に見極め、安易に目先の利益優先に陥らないよう留意すること。財源措置が終了する場合には、原則として事業を見直すこととし、安易に一般財源による継続を前提とすることのないようにすること。

《 その他 》

オ 過疎対策事業債の新規発行ができなくなることを踏まえ、既存充当事業（特にソフト事業）については、基金のみに頼ることなく代替財源の確保、事業内容の精査も含め、持続可能な事業実施体制を検討すること。

カ 事業の執行に当たり、地域や関係団体の協力を要する場合は、十分な事前調整を図り、関係部局とも連携を図ること。

5 国・県の予算への対応

並行して編成が進む国や県の来年度予算については、迅速かつ前広に速く広く情報収集を行うとともに、地方創生関連の交付金などの財源を最大限に確保すること。

特に、国における、補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するといった方針転換について、各省庁の概算要求等の情報を幅広く収集し、各部局の補助事業への影響を精査すること。